

第1回八街市農業委員会総会

平成30年1月10日

八街市農業委員会

平成30年第1回農業委員会総会

平成30年1月10日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |
| 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 2. 鵜之澤一行 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | |
| 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 | |

2. 欠席者

<農業委員>

1. 円城寺伸夫

<農地利用最適化推進委員>

- | | |
|---------|----------|
| 3. 井口泰友 | 18. 山本 健 |
|---------|----------|

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主査補	浅井久子
主査	宮内清志		

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
- 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画(案)の承認について

5. その他

報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
(認定電気通信事業者)

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○岩品会長

平成30年第1回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば新年のご挨拶を申し上げるところではございますが、先ほど小川委員よりご発言がありましたが、奥さんが他界されましてまだ間もないということから、ここでの挨拶は控えさせていただきます。昨年は農業委員制度が改正され、7月20日より、私を含め、各委員が農業委員会に務めておられるわけですけれども、各委員さんにおかれましてはいろいろと気遣いなことが多かったかと思えます。大変ご苦労さまでございます。引き続き農業委員会にご協力いただくわけでございますけれども、各委員さんにおかれましては、各自仕事を持った上での活動になります。体調管理など気を付けながら、今後とも農業委員会にご協力いただくようお願いいたします。

さて、今月の案件ですけれども、農地法第3条、第5条、本体で9件、軽微な農地改良適合証明2件、農地認定12件、農用地利用集積計画2件が提出されております。慎重審議のほどお願いして開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は10名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は16名です。なお、農業委員、円城寺委員、及び推進委員の山本健委員、及び井口委員より欠席の届けがありましたので報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

12月8日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文委員、円城寺委員、中村委員で行いました。

12月18日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一委員、藤崎委員で行いました。

1月5日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文委員、円城寺委員で行いました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。議席番号3番、中村委員、4番、長野委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○梅澤事務局長

本日、事務局の太田がインフルエンザにかかって欠席しておりますので、私と宮内班長の方で説明をしたいと思っております。

それでは、議案書3ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字谷上、地目、畑、面積2、107平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3、169平方メートル。権利者事由、義務者から営農型太陽光発電の権利を譲り受けるため、農地の上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、自ら耕作はするが、営農型太陽光発電事業の権利と設備を譲り渡すことにより、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第2号、1番及び議案第3号、1番に関連しております。

番号2、区分、売買、所在、文違字台、地目、畑、面積2、211平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得していたが、農業をしていないため売却したい。

以上です。よろしく願います。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号、1番については議案第2号、1番、及び第3号、1番に関連していますので、後ほど議案第3号で担当区域の宮澤委員に調査報告をお願いします。

それでは、議案第1号、2番について、担当区域の京増委員の調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第1号、2番について調査報告を申し上げます。

まず、申請地はJR八街駅より北に約3キロメートルに位置しており、境界は確定していませんが、確認したところ、権利者は承知の上、同意しておるとのことです。現況は、権利者により既に耕作されている状態であります。進入路は権利者の農地に隣接しているため確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者の所有している農機具はトラクター2台、耕運機2台、2トントラック1台です。労働力は権利者とその奥さん及び権利者の父母です。年間農作業従事日数は、権利者とその父母が300日、奥さんが250日で、技術力はある、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として、

営農計画は、夏作は落花生、冬作はハウレンソウを予定しております。通作距離は権利者の農地と隣接しているため問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑ありませんか。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号、2番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書4ページをごらんください。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字谷上地先、地目、畑、当初計画及び変更計画面積は変わらず2、107平方メートルのうち、1.01平方メートルと0.71平方メートルの計1.72平方メートルほか1筆の一部、合計2筆の面積3,169平方メートルのうち2,30平方メートルです。目的は営農型太陽光発電設備用地です。当初計画者の事由としまして、耕作を継続しながら、営農型太陽光発電事業を行っていましたが、事情により営農型太陽光発電事業の権利を譲り渡したいということです。継承者の事由としまして、営農型太陽光発電事業の権利を受け、引き続き義務者が耕作を継続しながら、営農型太陽光発電事業により安定した収入を得たいということです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、1番及び議案第3号、1番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第2号、1番については、議案第1号、1番及び第3号、1番に関連していますので、後ほど議案第3号で担当区域の宮澤委員の調査報告をお願いします

す。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明を願います。

○宮内主査

5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1は議案第2号で説明したとおりですので、割愛させていただきます。

番号2、番号3は同一事業のため、一括してご説明いたします。番号2、所在、大木字東吉山地先、地目、畑、面積46平方メートル。番号3、所在、大木字大富向地先、地目、畑、面積5.52平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は中古車展示場用地です。転用事由は、現在、中古車販売業を営む権利者が、既存の事業場が狭く、利便性も悪いため、当該申請地を隣接地と一体で借りて、新たな中古車展示場として利用するものです。農地の区分は、第二種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、所在、小谷流字馬道台地先、地目、畑、面積540平方メートルです。区分は売買です。転用目的は管理用道路及び資材置場用地です。転用事由は、現在、申請地の周囲でゴルフ場やレジャー施設を経営する権利者が、事業規模の拡大により、当該申請地を管理用道路及び植栽等の資材置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号5、番号6、番号7は同一状況のため、一括してご説明いたします。所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積、いずれも185平方メートルのうち0.10平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積519平方メートルのうち0.34平方メートル、これが3カ所です。区分は一時転用です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は一時転用の継続申請でありまして、引き続き農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定したまま、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業振興地域内にある広がりのある農地であり、農用地及び第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号、1番、及び関連します議案第1号、1番、並びに議案第2号、1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第3号、1番と関連いたします議案第1号、1番及び第2号、1番について、あわせて調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より東に約600メートルに位置し、市道から義務者の敷地を経て進入路は確保されております。農地区分は、集団的に存在するおおむね1

0ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ですので、事務指針25ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と判断し、事務指針29ページ、②の㉒による例外と判断いたします。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備用地ということで、申請面積は2.3平方メートルであり、当初の4条許可のとおり、義務者が設置済みであります。隣接農地への営農にも支障なく設置されていることを確認いたしました。太陽光発電設備を譲り受ける資金の確保については自己資金で賄う計画となっております。また、土地所有者及び耕作者は義務者のままであり、作付予定作物はキクラゲで、食品加工業者への出荷を検討しており、外部から営農指導者を従事させ、安定生産を行う計画であるとのことです。なお、確認事項といたしまして、一時転用であるため3年ごとの更新があること、営農の縮小や生産者の著しい劣化がないこと、毎年の営農状況報告ができること、営農が適切でない場合には撤去指導を受けることについて了承を得ております。また、義務者は農地法の許可を得ずに太陽光発電設備を譲渡したことについて深く反省しており、その旨の始末書も添付されております。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと判断しました。

続きまして、関連しております議案第1号、1番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたしました。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号、2番及び関連します議案第3号、3番について、鵜之澤委員、調査報告をお願いします。

○鵜之澤委員

それでは、議案第3号の2番、3番、これは関連をしておりますので、現地調査を踏まえて、もう一度、第5条の転用許可申請についてご報告いたします。

当該申請地は、八街駅より直線距離にして南東方向に約950メートルに位置する農地でございます。県道千葉横芝線、通称八街バイパスと、成東酒々井線の広義地域の進入路に面した角地で、地番は大木字大富向670番地29と、大木字東吉山673番地50の2筆の合計面積は51.52平方メートル。地目は畑でございます。地域としては第3種農地の用途地域でございます。住宅と道路に囲まれている場所でございます。申請書類によりますと、中古車の展示販売業者へ、地続きになっております宅地分292.75平方メートルの土地とともに中古車の展示をするという内容でして、賃貸借となっております。地域としては、上下水道が近くに布設されており、雨水に関しては、敷地内は自然浸透、道路網に囲まれている関係上、排水に関しても申し分のない環境です。周辺農地に及ぼす影響についても何ら問題はございません。貸借業者の事業計画によりますと、簡易な事務所を兼ねたプレハブ的な建物と展示スペ

ースを兼ね備えた場所にするということです。資金については自己資金と伺っております。土地改良受益地でもなく、あと、境界に関しては、道路に面していますので、しっかりと確保されております。

以上の観点から、議案第3号の2番、3番の農地法第5条の規定による転用の許可申請は何ら問題はないと思われます。

以上です。

○岩品会長

次に、議案第3号、4番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

議案第3号、4番について、現地調査の結果を報告させていただきます。

初めに、立地基準でございますが、申請地は八街駅から南西方向へ約5キロメートルに位置しまして、川上地区の大谷流に所在します。今回の申請地は、権利者が既に行っております事業区域や今後の開発予定地に接続いたしまして、接道条件の問題は特にございませぬ。対象農地は、地目、現況とも畑ですが、農地区分としては、事務指針28ページ、⑤(b)の農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたします。第2種農地に判断されます。

次に、一般基準でございます。申請の目的は、管理用道路の設置と資材置場としての利用でございます。申請面積は540平方メートル、既に取得済みの土地と合わせて619平方メートルが今回の事業区域となります。面積的には事業目的に対応したものと認められます。事業資金につきましては自己資金ということでございます。権利者でございますが、小谷流地区におきまして、ゴルフ場や小谷流の里という総合的なレジャー施設を行っている業者でございます。許可後は申請目的に沿った利用がされるものと判断されます。申請地には、小作人その他、権利移転について支障となるものはございませぬ。今回の工事でございますが、盛土を伴う整地と段差が生じます部分がございますが、L字型の擁壁を設置し管理するというところでございます。それから、申請地に沿いまして、市道はございませぬ。今回設置する管理用道路は市道の上部を通過いたしまして、市道との交差部分はボックスカルバートというものを設置して、トンネル構造になります。これにつきましては、市と協議済みということでございませぬ。それとあと、盛土の土でございますが、権利者の事業区域内の土を使用するというところでございませぬ。今回の事業は、管理用道路と資材置場のために、農排水設備は特にございませぬ。雨水は、敷地内の貯留浸透柵を設置いたしまして処理するという事としております。周辺への影響は特にございませぬ。義務者と隣接所有者にお聞きしましたが、この事業計画については了承しておりますということでございませぬ。なお、この申請地は土地改良事業の受益地ではございませぬ。

以上のとおり、立地基準、一般基準ともに、特に問題はないものと判断されます。

以上で4番の調査報告を終わらせていただきます。

○岩品会長

次に、議案第3号、5番から7番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告を申し上げます。

番号の5、6、7番について、申請地の所在が同じなので一括して報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約12キロメートルに位置して、県道山田台岩富線、また、八街市道に面しており、進入路は確保されております。次に、農地区分としては農振農用地及び事務指針25ページ、②の㊸に該当するため、第1種農地と判断いたします。農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の㊸による例外に該当いたします。また、第1種農地の場合、事務指針29ページ、②の㊸による例外に該当いたします。いずれも区分は一時転用です。

転用目的は営農型太陽光発電設備用地で、転用事由は、農地の所有者、借受者が、耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。また、支柱部分への一時転用であり、3年前に農地法第5条の許可を所得して、権利者と義務者が異なることから、農地法第3条の地上権の許可も取得し、手続済みです。今回、一時転用の許可期間の3年を迎えて満期となるため、期間継続の申請となります。

本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながらの事業でありますので、本案件は何ら問題はないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました議案第3号、1番から7番まで、及び議案第1号、1番、並びに議案第2号、1番の質疑をお願いします。質疑ございませんか。

○藤崎委員

議案第3号の5、6、7についてなんですけど、一時転用の延長ということなんですけども、その耕作の状況というのはどうなっているかを教えていただきたいです。

○宮内主査

耕作の状況なんですけども、こちらは、市内で今ずっとやっているダイカンドラ、その継続ということで、初めての審査のときに市内全体を調査しまして、聞き取りをして、出荷の場所とか買い取り先、その他、どれぐらいの販売数かというのを、調査委員会の案件としまして1回目に総合的に判断しておりまして、現段階では、それが始まったのはちょうど2カ月前なんですけど、今のところは、営農というところでは、特にだめだというような理由付けをする場合ではありません。上がってきて、一応引き続き耕作の方は、調査委員会は面接は省略しますが、一番ポイントとなるのは、下が営農をされているかどうか。荒らしている状態では継続にはなりませんので、現地調査をもって今後事務を進めていこうという中で、今のところ、作物はダ

イカンドラ、専門的にはディコンドラというものでしょうか。そちらに関しては、営農は適切という判断はしているところでございます。

○岩品会長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号、1番及び議案第2号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、議案第3号、1番及び議案第2号、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、2番及び3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番及び3番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、5番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、6番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、7番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定します。

続きまして、議案第3号、1番及び議案第2号、1番に関連します議案第1号、1番について、担当委員の調査報告は許可相当です。ただし、この申請は、農地法第5条の許可後の計画変更及び一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてはどうかとの意見がありましたが、今後の事務処理については会長専決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

異議がなければ、今後の事務処理については知事の処分にあわせて会長専決とします。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、7ページをごらんください。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてをご説明いたします。

番号1、所在、四木字東四木、地目、畑、面積1,517平方メートルのうち892.40平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積7,748.11平方メートルです。目的は単純埋め立てによる軽微な農地改良です。工事期間は平成30年3月1日から平成30年5月31日までです。

番号2、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積1,230平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,344平方メートルです。目的は単純埋め立てによる軽微な農地改良です。工事期間は平成30年2月1日から平成30年4月30日までです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号、1番について、實川委員、調査報告をお願いします。

○實川委員

では、議案第4号、1番、軽微な農地改良事業について、調査報告を申し上げます。

まず、申請地の位置は、二洲小学校より北へ約3キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。現在の畑の状況ですが、南側傾斜で、ただいま大根を作付し、収穫を残しております。表土は黒土で、北側は農地に隣接し、それ以外、3方向は道路に面しています。搬入路は酒々井町工業団地の造成土の赤土だそうです。盛土の高さですが、北側隣接農地より約10メートルまでは現状のままで、その地点より南側へ最高95センチメートル盛土を行い、道路に接するところは土堰堤を施し、雨水、土の流出を防ぐとのこと。よって、隣接農地への影響はないものと思います。農地改良後は麦を作付ける予定だそうです。これらのことから、この案件は何ら問題ないだろうと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、2番について、小川委員、調査報告をお願いします。

○小川委員

それでは、議案第4号、2番、軽微な農地改良事業についての現地調査を発表いたします。
場所は、皆さんご存じだと思いますけども、うちの方の農業資材の種苗店さんです。これの斜め前に国道409号に接道しておりますが、数十年前に409号の改良工事といいますか、それによって、大雨が降ると水がたまるような場所であります。現況は、約3年ほど前から、畑はほとんど休耕状態でございます。現地表土の性質と搬入路ですけども、この場所はいわゆる窪地でございますので、黒土は深い場所であると思います。ここに工事施工者のストック分の赤土を入れて、国道と差のないような高さにしたいというような申請でございますけども、工事人には、蔬菜を作付する予定でもありますので、単純埋立後に表土の黒土と攪拌するように助言はしてあります。平均盛土は約95センチメートル。あと、隣接農地への影響と被害の防除対策ということでございますが、工事者は周囲を堰堤にて囲い、周辺に迷惑をかけないように行い、高さも問題はないと。第三者の農地とは農道を挟んでおりますし、高さ的に問題はありません。ほかは、自らの所有農地と売却済みの宅地でございます。工事施工業者にも、私の知る人間でもございますし、その辺の要望も出しておりますので、特に工事申請から逸脱することがない限りは問題はないだろうと思われま。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については交付することに決定します。

議案第4号、2番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番については交付することに決定します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時23分

○岩品会長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書8ページをごらんください。議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてをご説明いたします。

表をごらんください。こちらは、農地利用状況調査時に、現況が山林・原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地です。調査日につきましては、転用事実確認日と合わせて平成29年12月18日に、山本元一委員、藤崎委員、事務局は太田主査で、大木地先を実施いたしました。調査結果は本表に示したとおりでありまして、計12筆、9,988平方メートルを非農地と判断し、その認定を求めるものです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について、認定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、議案第5号は認定することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○梅澤事務局長

それでは、議案書9ページをごらんください。議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年12月14日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、番号1、所在、八街字藤株、地目、畑、面積1万3,834平方メートルのうち8,000平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は2年11カ月、再設定です。

番号2、所在、文違字文違野、地目、畑、面積4,230平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万3,605平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は1年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1番、2番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしく願います。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号、1番及び2番について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番及び2番は承認することに決定します。

次に、報告第1号及び第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

10ページをごらんください。報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてをご説明いたします。

番号1、番号2は同一事業のため、一括してご説明いたします。

番号1、所在、吉倉字広田地先、地目、畑、面積2,249平方メートルのうち84平方メートルです。番号2、所在、地目同じく、面積2,320平方メートルのうち57平方メートルです。転用目的は作業スペース用地です。事業内容は、八街市が行う道路工事に伴い、作業スペースとして一時的に使用するものです。一時転用期間は平成29年12月1日から平成30年1月31日までです。

続きまして、11ページをごらんください。報告第2号、農地法施行規則第53号第14号の規定による農地転用の届出についてをご説明いたします。

同一状況のため、一括してご説明いたします。

番号1、所在、富山字富山、地目、畑、面積2,272平方メートルのうち8平方メートルです。番号2、所在、四木字北四木、地目、畑、面積1,381平方メートルのうち8平方メートルです。転用目的は携帯電話用無線基地局用地です。事業内容は、認定電気通信事業者による携帯電話無線基地局の設置です。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号及び第2号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等がありますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、本日の議題の審議は全て終了いたしました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。（午後４時３０分）

議事録署名人

議 長

3 番

4 番